平成２５年（フ）第２３７号
千葉県柏市名戸ケ谷１丁目３番38号　パレスＭ－Ｉ－103号
債務者　尾崎　三郎
1　決定年月日時　平成25年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月18日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第２４６号
千葉県柏市富里３丁目３番19号　ジュネス松丸202号
債務者　鶴岡由美子（旧姓尾崎）
1　決定年月日時　平成25年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月18日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第２５１号
千葉県流山市駒木509番地の19
債務者　松本　隆浩
1　決定年月日時　平成25年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月18日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第２６３号
千葉県柏市新富町２丁目１番37号　関川ハイツＢ－105号
債務者　島田　麻美（旧姓加瀬）
1　決定年月日時　平成25年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月18日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第４７号
青森県八戸市大字妙字坂中56番地23　テクノハウスＡ－201号室、前住所青森県八戸市大字新井田字塩入４番地20
債務者　宇都　隆興
1　決定年月日時　平成25年５月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月19日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２５年（フ）第４８号
青森県八戸市大字湊町字ホロキ長根10番地12
債務者　伊藤　清人
1　決定年月日時　平成25年５月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月19日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２５年（フ）第４９号
青森県八戸市小中野３丁目１番６号　Ｎｏ．１コーポ玉井８号室、住民票上の住所青森県三戸郡五戸町大字豊間内字地蔵平25番地６
債務者　道地　純平
1　決定年月日時　平成25年５月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月19日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２５年（フ）第５１号
青森県八戸市大字新井田字丑鞍森８番地３
債務者　正部家尚代
1　決定年月日時　平成25年５月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月19日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２５年（フ）第２０５号
宮城県岩沼市松ケ丘１丁目11番地の28
債務者　菊池　　守
1　決定年月日時　平成25年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月19日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第２５１号
仙台市泉区長命ケ丘４丁目31番地の14　ニューコーポちせ202
債務者　高橋　晶子
1　決定年月日時　平成25年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月19日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第２５５号
仙台市泉区歩坂町39番10号
債務者　伊藤　エミ
1　決定年月日時　平成25年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月19日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第２６０号
仙台市泉区泉ケ丘５丁目１番12号　コーポ藤202
債務者　二上　　純
1　決定年月日時　平成25年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月19日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第２６１号
仙台市泉区泉ケ丘５丁目１番12号　コーポ藤202
債務者　二上　　蘭
1　決定年月日時　平成25年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月19日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第２６４号
仙台市太白区八木山本町１丁目５番地の１　ライオンズマンション八木山303、従前の住所仙台市太白区茂庭台４丁目３番３－2208号
債務者　大内　明夫
1　決定年月日時　平成25年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月19日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第２４号
福島県いわき市山田町毛内12番地
債務者　石崎　　剛
1　決定年月日時　平成25年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月19日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２５年（フ）第２５号
福島県いわき市泉町滝尻字御前田13番地　いずみマンション１－Ｂ
債務者　高木　康子
1　決定年月日時　平成25年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月19日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２５年（フ）第３２号
茨城県日立市金沢町４丁目21番19号
債務者　大江　　保
1　決定年月日時　平成25年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月19日まで
水戸地方裁判所日立支部